

監 査 報 告

定款第 12 条の規定により、平成 23 年度（平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで）における会計及び業務の監査を民法第 59 条に基づき実施したところ、法人の収入及び財産の状況に事業の執行状況は定款に違反する事実はなく適正であると認めます。

平成24年5月8日

社団法人 横浜市獣医師会
会 長 越久田 健 殿

社団法人 横浜市獣医師会
監 事 鈴 木 憲 太 ⑩
監 事 恩 田 英 治 ⑩